

令和6年3月26日

一般財団法人長野県剣道連盟  
審査会開催にあたっての感染拡大予防ガイドライン  
(一財)長野県剣道連盟

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、「対人稽古再開に関する感染予防ガイドライン」を改定し、令和5年6月2日付けで「稽古に関する感染予防ガイドライン」（以下「全剣連ガイドライン」）を制定しました。それを受け、長野県剣道連盟（以下「県剣連」）においても、令和2年6月9日付けで制定した「稽古再開に向けたガイドライン」を改定し、令和5年6月10日付けで「稽古実施に関する感染予防ガイドライン」（以下「県剣連ガイドライン」）を制定しました。これに伴い、本連盟制定の「審査会開催にあたって感染拡大予防ガイドライン」（以下「県剣連審査会ガイドライン」）を令和5年7月13日付けで改定、今回一部改定しました。

今後の本連盟主催審査会につきましては、このガイドラインに基づいて実施しますのでご理解ください。受審者はもとより、審査員、役員、係員等すべての審査会関係者（以下「関係者」）の安全を第一に考えて実施して参ります。関係者は本ガイドライン並びに「全剣連ガイドライン」「県剣連ガイドライン」を遵守して、安全な審査会の実施に努めていただきますようお願いいたします。

なお、感染症の状況や審査会場が所在する市町村、審査会場となる施設の方針により、逐次、本ガイドラインの見直しを行う予定ですので、ご注意ください。

## ガイドライン

### 【審査会を開催するにあたって】

1. 県剣連（以下ガイドラインにおいて「主催者」）は、審査会を開催するにあたって、開催場所が所在する市町村および審査会場となる施設の方針を遵守するものとする。
2. 主催者は、審査会を開催するにあたって、受審者ならびに関係者（審査員・係員等）に対し、このガイドラインの内容を周知徹底する。
3. 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持たせた時間割となるようにする。
4. 「参加者確認票兼健康チェックシート」の提出は不要とする。ただし、感染症の流行状況によっては提出を求める場合がある。
5. 受審者並びに関係者以外は審査会場内に入場できないことを原則とする。ただし、受審者が未成年の場合は、保護者（またはそれに代わる成人）の入場を認める場合がある。
6. 受審者並びに関係者は、このガイドラインを遵守し、安全に審査会が運営できるように協力する。

### 【受審にあたって】

1. ワクチンの接種を推奨する。
2. 以下に該当する者は受審できない。
  - (ア) 基礎疾患のある者
    - 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう
    - これらの者が理由があって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする
  - (イ) 発熱のある者

- 個人差はあるが、一般的には「37.5℃以上ある者」をいう
  - (ウ) 咳、咽頭痛など風邪のような症状がある者、その他体調がよくない者
  - (エ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - (オ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
3. 受審者は、実技審査時には面マスクまたはシールドの着用を前提としている。
- ※面マスクとは、面の中に装着するマスクで種類は問わない。
  - ※70歳以上の受審者は、面マスクとシールドの両方を着用することを推奨する。
  - ※シールド着用の場合には、シールド下部に飛沫防止用のフィルタースポンジを着用することが望ましい。

#### 【入場にあたって】

1. 主催者は、入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、受審者は施設に入場する際、行列にならないよう配慮（係員を適正に配置するなど）する。
2. 付き添いの保護者、見学者等は入場させない。
3. 入場口にアルコール消毒液を設置し、受審者は手指消毒を行う。
6. 受審者は体温測定を受ける。主催者は非接触体温計等により、受審者の体温測定を行う。  
(ア) 体温測定により、①37.5℃以上ある者は入場できない

#### 【審査会場内での留意事項】

1. 受審者ならびに関係者は、フィジカル・ディスタンス（人と人との距離、できれば1メートル）を常に保つようにする。
2. 審査員・係員は審査中、マスクを着用する。
3. 受審者ならびに関係者は、審査会場内でも手洗い、うがい、アルコール除菌液による消毒に努める。また、トイレではふたを閉めてから水を流すように心がける。
4. 主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所にアルコール消毒液を配置する。

#### 【受付、更衣、受審者説明】

1. 施設に入場後、受審者は指定の待機場所に荷物を置き、受付を行う。受付時（必要に応じて）に「学科審査問題」を提出する。なお、受付は可能な限り広い場所で実施する。
2. 受付は密集を避けるため、1会場2か所設置し、受審者を分散させる。分散が速やかにできるよう、受付の表示を明確にする。
3. 受付が終了した者は、指定場所（女子は更衣室）で剣道着・袴に着替え、指示があるまで待機する。  
(ア) 女子更衣室は、前半後半に分けて使用するなど、密集状態にならないように配慮する
4. 主催者は、受審者が指定の待機場所で待機している状態で受審者説明を行う。

#### 【呼出、受審番号配付、実技審査待機】

1. 主催者は受審番号を決定し、受審者に配付する。  
(注) 受審者は指定待機場所にて待機し、担当係員が受審番号を配付（シールの貼り付け）する。
2. 係員の指示（呼び出し）に従い、受審番号順に指定された組から面を着けて審査会場に集合する。  
(注) 指示が出るまでは、受審者は指定の待機場所で待機する。必要以上に移動しない。
3. 実技審査会場入口にアルコール消毒液を設置し、受審者は入場の際、手指消毒を行う。

### 【実技審査】

1. 面を着け、指定された場所で待機又は着席する。
2. 実技審査終了後は、指定の待機場所に移動し、待機する。

### 【形審査】

1. 全受審者の実技審査終了後に形審査を行う。
2. 受審者は、係員の指示に従い間隔（1 m以上）を取って整列する。
3. 形審査終了後は、速やかに指定の待機場所に移動する。

### 【合格発表】

1. 合格発表は、実技審査会場外のロビー等比較的広い場所で行い、密集状態になることを回避する。
2. 合格者には登録料納入に関する通知を配付する。
3. 合格発表後は荷物をまとめ速やかに退場する。

### 【その他】

1. 審査員、立会係、係員等すべての関係者はマスクを着用する。
2. 休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避けるため、休憩時間を多めに取るようにし、審査員等は交代で控室、トイレを使用する。
3. 審査会場では常に換気を行う。可能であれば工業用送風機を設置する。通風・換気の確認のためCO<sub>2</sub>モニターを使用する。
4. 主催者は、多くの人が触れる用具、箇所（ドアノブなど）を定期的に消毒する。また、施設内トイレの出入り口にアルコール消毒液とペーパータオルを設置する。
5. 受審者は、持参した物やごみ等は必ず持ち帰る。
6. 審査会終了後1週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告する。

以上

令和2年 6月24日 制定  
令和3年 8月 3日 一部改定  
令和3年11月 9日 一部改定  
令和4年 6月 3日 一部改定  
令和5年 7月13日 一部改定  
令和6年 3月26日 一部改定

《ガイドライン相談窓口》

一般財団法人長野県剣道連盟事務局 電話 026-237-8939 FAX026-235-8266